



会報

広島司法書士会
VOL. 213

令和3年7月発行



熱い想いをつなぐ！

会長就任のご挨拶

本年5月29日の定時総会をもって広島司法書士会の会長に就任しました広島北支部の井上進です。任期の2年間、広島司法書士会の充実発展は勿論、国民の権利を擁護することを使命とする司法書士制度の改善進歩に寄与できるよう、努力する所存です。

会長就任にあたり、副会長や理事、委員等への就任をお願いをしたところ、多くの会員が快諾して下さいました。これから一緒に広島司法書士会の事業を担うにあたり、大変心強く感謝の念に堪えません。

会長立候補の所信表明にも書きましたが、どんなによい「制度」があったとしても、どんなに高い「目標」を掲げたとしても、それを担って実行する人がいなければ、達成することなどできません。日頃から会務及び職務に精励されておられる会員の皆様に感謝申し上げます。

事務局職員の協力も得ながら、精一杯事業に取り組む所存ですので、引き続き会員の皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

さて、本年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立し、4月28日公布されました。

所有者不明土地問題の対策のための法整備として、相続登記の義務化などを柱とし、公布後2年以内（相続登記の義務化は3年以内、住所変更登記は5年以内等）に施行されることが予定されています。所有権の登記名義人について相続の開始があった際や所有者の住所等に変更があった際の登記申請が義務化され、違反した場合は過料が科されることになります。

広島司法書士会

会長 井 上 進



本会として「所有者不明土地問題」、「相続登記未了問題」、「空き家問題」といったこれらの国民的な課題については、これまで継続的かつ精力的に取り組んできたところですが、適正な登記を促すための不動産登記制度の改正によって、いよいよ将来の方向性が定まる時期に差し掛かります。

今後、相続登記の義務化を含む、これまでにない新たな制度の導入により、相続制度に国全体・国民全体の注目が集まる状況になるでしょう。このような「相続」を巡る社会環境の変化は、司法書士の業務に注目が集まるということであり、法律の施行に至るまでのここ数年間、司法書士が相続登記の専門家であることを発揮しながら、国民に寄与することが肝要になります。具体的には次の6点を重要課題として取り組みたいと考えています。

第一に、本年3月1日から、本会の「相続・遺言相談センター」を当面の間「相続登記相談センター」に改称し、日本司法書士会連合会の相続登記促進事業に全国の司法書士会とともに取り組んでおり、令和2年7月10日から施行された法務局による自筆証書遺言書保管制度も含め、相続に対する国民の関心が非常に高まっている中で、会員一人ひとりが国民の相談ニーズに積極的に応えながら、アドバイスに留まることなく、最後まで国民に寄り添い解決に導くための支援を行うこと。

第二に、市町との間での相続人調査や不在者・相続財産管理人選任等に関する協定を更に進め、地域包括支援センターや社会福祉協議会が気軽に司法書士に相談できる体制を整

備し、各市町や社会福祉士会等他団体との更なる連携、協力関係を築くこと。

第三に、国民の権利擁護への取組みとして、成年後見制度に留まらず、障がい者差別の解消、未成年者・高齢者・外国人・経済的困窮者等に対する法的支援活動も推進すると同時に相談会等を開催すること。

また、全国で次々に発生する地震や豪雨災害による深刻な被害に対し、各市町とも連携した被災者支援体制を継続し、本会調停センターによる災害調停の利用を促進するほか、問題を解決に導く手段として、話し合い調停が有用であることの認知を深め、国民にとってより身近な制度とすること。

第四に、昨年からの新型コロナウイルス感染症が未だ終息しておらず、多くの本会事業が中止又は延期せざるを得ない状況にある中で、Webを利用した会議や研修を積極的に取り入れたことにより、新型コロナウイルス感染拡大防止対策になることは勿論、司法書士会館に集合しなくても会議への参加や研修の受講が可能となりました。コロナ禍が終息に向かったとしても、これらのWebを利用した会議や研修を引き続き積極的に取り入れることにより、会務や研修への参加がしやすい環境を一層整え、新型コロナウイルス感染症の影響により、日々のくらしや仕事に大きな打撃を受けている数多くの方々に対し、司法書士が「市民の身近なくらしの中の法律家」として、法的ニーズに応え支援していくこと。

第五に、これらの組織的個別的相談等の実績を踏まえ、司法書士が相続に関する専門家であることを広く国民に伝える広報を行うとともに、来年には1872年にスタートした司法書士制度が150周年を迎えること、また、昨年の司法書士法改正によって「国民の権利を擁護すること」が司法書士の使命として明定されたことなど、司法書士の存在や実

績をより多くの国民に知ってもらい、国民への寄与と相俟って法律専門職能としての社会的な存在感を高めること。

第六に、これからデジタル社会形成に関する施策につき、登記手続の100%オンライン化や司法書士等が代理申請を行う場合の電子申請の義務付け、民事裁判手続のIT化などが議論されているところ、これらは国民が利用しやすい制度の実現によって、国民の幸福な生活に寄与するための見直し等に繋がらなければなりません。司法書士が不動産登記申請や商業法人登記申請においてITを活用し日常的にオンライン申請を行っている経験を踏まえ、また、制度発足当初から本人訴訟当事者に対する支援を行ってきた本人訴訟支援の立場から、国民が利用しやすい制度にしていくために積極的な提言等を行うこと。また、司法書士も積極的にITを活用していくことが重要であることから、十分な法的支援及びIT活用の支援ができるよう、研修等により専門性を高めていくこと。

以上、改正司法書士法が施行され、法の中に使命規定を持つ新たなる司法書士として「この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する」という使命を自覚し、一人ひとりの司法書士が社会に対してその職責をしっかりと果たさなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の影響により、「新たな生活様式」が求められることとなり、リモートワークの推進など、昨年から社会全体のIT化が急速に進展しています。新型コロナウイルス感染症の影響による社会全体のIT化と並行し、政府では「脱ハンコ」をはじめとした、様々な行政手続や制度のIT化に向けた検討も進んでいます。我々司法書士の業務も、こういった社会情勢の変化の影響

を受けることは確実です。

近時、登記申請書や添付書類を作成する民間事業者によるWebサイト等が多々見受けられますが、IT環境の急速な進展においても、司法書士制度に対する国民の信頼を損なうことのないよう、違法な行為に対しては厳格な対応をするなどして、司法書士による国民の権利の擁護が十分に図られる環境を確保しなければなりません。

相続登記の専門家として、また「市民の身近なくらしの中の法律家」として、新しい制度の利用についてサポート役となり、相続手続きにおいてより一層国民に対して安心と満足を与える存在にならなければならぬことは、この時代に生き、司法書士の歴史を担う、我々の使命であります。

会員の皆様とともに、司法書士「制度」のより一層の充実を図り、さらなる高い「目標」の実現に向けて精力的に前進していく所存でありますので、今後もなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、会長就任の挨拶とさせて頂きます。

